

## 川崎市畜水産業費関係事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内畜水産業の生産性の向上と、健全経営の推進を図るため、畜水産事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象事業及び補助率)

第2条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業で、事業内容及び補助率又は補助額は別表のとおりとする。

- (1) 家畜防疫事業
- (2) 畜産経営環境整備事業
- (3) 有害鳥獣駆除事業
- (4) 畜産団体育成事業

2 前項の規定により補助金の額を算出する際の対象経費には、消費税及び地方消費税を含まないものとし、算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする団体等は、補助金交付申請書(第1号様式)に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは申請者に対し補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

この場合において、市長は、補助金交付の目的を達成するため必要があるときは条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第5条 補助金の交付決定の通知を受けた団体等が、当該通知にかかる交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に申請の取り下げをすることができる。

この場合において、当該補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(計画の変更)

第6条 補助金の交付決定を受けた団体等が、補助事業の申請事項を変更、中止又は廃止しようとする場合は、速やかに変更(中止、廃止)承認申請書(第3号様式)に必要書類を添付して市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた団体等は、事業完了後速やかに実績報告書(第4号様式)に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、家畜飼養環境整備機械導入奨励事業においてはこの限りではない。

(検査及び補助金の交付)

第8条 市長は、家畜防疫事業、畜産経営環境整備事業及び有害鳥獣駆除事業については、そ

の実施状況及び実績報告書等の検査を行い、適正と認めた場合は補助金を交付する。

2 市長は、畜産団体育成事業については、予算の範囲内で前払いをすることができる。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた団体等が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りの申請又は報告、あるいは補助金の交付に関し不正の行為があったとき。

(2) その他、この要綱に違反したとき。

(指導及び監督)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた団体等に対し、当該補助事業が適正に運営させるため必要と認めたときは指導及び監督を行うことができる。

(譲渡等の禁止)

第11条 補助金の交付を受けた団体等は、当該補助事業により取得した財産を市長の承認なくして、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し又は担保に供してはならない。

(その他必要事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和58年1月5日から施行する。

この改正要綱は、昭和59年2月2日から施行し同年 2月 3日より適用する。

2 この要綱の実施により、次の要綱は廃止する。

(1) 川崎市畜舎衛生昆虫防除事業補助金交付要綱(昭和50年6月26日施行)

(2) 川崎市鶏ニューカッスル病予防事業補助金交付要綱(昭和48年4月1日施行)

(3) 川崎市畜産経営環境整備事業補助金交付要綱(昭和47年8月22日施行)

(4) 川崎市衛生畜舎設置事業補助金交付要綱(昭和48年12月22日施行)

(5) 川崎市家畜ふん処理協同利用機械設置事業補助金交付要綱(昭和56年9月1日施行)

(6) 川崎市有害鳥獣防除事業補助金交付要綱(昭和50年6月16日施行)

(7) 川崎市ほたる保護事業補助金交付要綱(昭和54年4月1日施行)

(8) 川崎市淡水魚増殖事業補助金交付要綱(昭和48年2月15日施行)

(経過の措置)

3 この要綱の実施により、前2の廃止要綱により補助を受けた事業についてはなお従前の例による。

4 この改正要綱は、昭和62年5月22日から施行する。

5 この改正要綱は、昭和63年8月15日から施行する。

6 この改正要綱は、平成元年5月1日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

7 この改正要綱は、平成2年4月1日から施行する。

8 この改正要綱は、平成5年6月17日から施行する。

9 この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(別表)

事業名	補助対象事業	事業内容	補助対象	補助率	要件
家畜防疫事業	畜舎衛生害虫防除事業	家畜衛生と環境衛生の向上を図るために行う畜舎衛生害虫の防除	市内畜産農家で組織した団体又はこれに準ずる団体	1/3以内	
	鶏ニューカッスル病等予防事業	鶏ニューカッスル病及び鶏伝染性気管支炎の発生予防接種	市内畜産農家で組織した団体又はこれに準ずる団体	(1) 単独接種 1円/羽以内 (2) 混合接種 2円/羽以内	
畜産経営環境整備事業	家畜ふん集団処理施設設置事業	家畜ふんを衛生的かつ効率的に集団処理する施設	(1) 畜産農家及び耕種農家が6戸以上で組織した団体 (2) 組合規約を有すること	2/3以内	構造基準及び規模については別に定める
	衛生畜舎設置事業	悪臭防止対策のための衛生畜舎の設置	主業的に継続して行うことができる畜産農家	1/3以内	
	家畜用浄化槽施設設置事業	家畜用浄化槽の設置又は改修	同上	2/3以内	同上
	畜舎周辺緑化事業	畜舎環境及び臭気対策として畜舎周辺の植樹	畜舎周辺に植樹に必要な用地を有し樹木の管理を十分に行える畜産農家	2/3以内	植樹基準については別に定める
	畜舎環境共同利用機械設置事業	共同で利用する畜舎環境機械の設置	(1) 営農継続の意思が5年以上の畜産農家2戸以上の団体 (2) 管理規定を有すること	1/2以内	

事業名	補助対象事業	事業内容	補助対象	補助率	要件
畜産経営環境整備事業	代替エネルギー利用施設設置事業	家畜ふん尿をエネルギー源として有効再利用するための施設の設置	(1) 将来にわたって畜産業を継続する者 (2) 施設の管理を適切に行う者	2/3以内	構造及び規模についてはその都度協議して定める
	家畜飼養環境整備機械導入奨励事業	財団法人畜産環境整備リース協会からの家畜ふん尿の処理、悪臭防止等の畜産環境整備に必要な機械等の導入	神奈川県畜産環境機械整備事業により導入した機械装置の借受者	農家負担額（貸付料）の第2回分以内	導入機械については県畜産環境機械整備事業の対象機械装置
	家畜用浄化槽ポンプ設置事業	家畜用浄化槽ポンプの設置	主業的に継続して行うことができる畜産農家	2/3以内	
有害鳥獣駆除事業	有害鳥獣駆除事業	農林水産物の被害防止のため実施する有害鳥獣駆除	市内の農業協同組合又はこれに準ずる団体	1/2以内	
畜産団体育成事業	畜産団体育成事業	畜産振興を図るため、家畜の肥育技術の向上、資質の改良及び環境改善等の調査・指導等	市内畜産農家で組織した団体又はこれに準ずる団体	予算で定める額	
	養鶏即売推進事業	鶏卵の即売推進を図るため、消費者との交流、案内板の設置等	市内養鶏農家で組織した団体又はこれに準ずる団体	予算で定める額	

(第1号様式)

平成 年 月 日

(あて先) 川崎市長

住所 (所在地)

(団体名)

氏名 (代表者名)

印

川崎市畜水産業費関係事業補助金交付申請書

平成 年度において、別紙のとおり 事業を実施した  
ので、川崎市畜水産業費関係事業補助金交付要綱第3条の規定により関係書類を添  
えて、補助金の交付を申請します。

「添付書類」

- 1 事業報告書 (実績報告書)
- 2 収支決算書
- 3 その他市長が必要と認める書類

(第1号-2様式)

平成 年 月 日

(あて先) 川崎市長 様

住所 (所在地)

(団体名)

氏名 (代表者名)

印

川崎市畜水産業費関係事業補助金交付申請書

平成 年度において、別紙のとおり 事業を実施したいので、川崎市畜水産業費関係事業補助金交付要綱第3条の規定により関係書類を添えて、補助金の交付を申請します。

「添付書類」

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他市長が必要と認める書類

(第2号様式)

川崎市指令経農振第 号

住所（所在地）

（団体名）

氏名（代表者）

様

川崎市畜水産業費関係事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった 事業  
補助金交付については、川崎市畜水産業費関係事業補助金交付要綱第4条に基づき、次の  
条件を付し金 円を交付します。

平成 年 月 日

川 崎 市 長

印

- 1 事業終了後速やかに実績報告書を提出すること。
- 2 申請のあった事業目的以外に支出してはならない。

(第2号-2様式)

川崎市指令経農振第 号

住所(所在地)

(団体名)

氏名(代表者)

様

川崎市畜水産業費関係事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった 事業補助金  
交付については、川崎市畜水産業費関係事業補助金交付要綱第4条に基づき、次の条件を付し交付します。

平成 年 月 日

川崎市長

印

- 1 交付決定額 円
- 2 支払方法
  - (1) 第1回支払額 円
  - (2) 第2回支払額 円
- 3 事業終了後速やかに実績報告書を提出すること。
- 4 申請のあった事業目的以外に支出してはならない。

(第3号様式)

平成 年 月 日

(あて先) 川崎市長

住所 (所在地)

(団体名)

氏名 (代表者名)

印

川崎市畜水産業費関係事業変更 (中止・廃止) 承認申請書

平成 年 月 日付川崎市指令経農第 号をもって補助金交付決定通知の  
あった 事業について、次のとおり事業の内容を変更 (中止  
・廃止) したいので、川崎市畜水産業費関係事業補助金交付要綱第6条の規定に  
より承認下さるよう申請します。

1 変更 (中止・廃止) の内容

2 変更 (中止・廃止) の理由

(第4号様式)

平成 年 月 日

(あて先) 川崎市長

住所 (所在地)

(団体名)

氏名 (代表者名)

印

川崎市畜水産業費関係事業実績報告書

平成 年 月 日付川崎市指令経農第 号をもって補助金交付決定通知の  
あった 事業について、次のとおり実施したので川崎市畜水産  
業費関係事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて報告します。

「添付書類」

- 1 事業実績書
- 2 収支決算書
- 3 その他市長が必要と認める書類